第四十七条の見出しを「（高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「当該事業年度における償却額の計算に関し第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、同項を同条第一項とし、同条第四項中「適格事後設立」を「適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）」に、「適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）」を「適格合併等」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に、「又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。」に、「第六十八条の三十四第三項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第五項中「又は第三項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「から第四項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第四十七条の二第二項及び第四十八条第二項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格合併、適格分割又は適格現物出資」を「適格合併等」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）」に、「適格合併若しくは適格分割型分割の日の前日又は当該適格分社型分割若しくは適格現物出資の日」を「適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）」に、「被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人」を「被合併法人等」に改める。

第五十二条の二第一項中「、第四十二条の十一第一項」を削り、同条第四項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、同条第五項中「事後設立法人」を「現物分配法人」に、「又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日」を「にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。」に、「が適格分社型分割」を「が適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この項において「適格分割等」という。）」に、「適格分社型分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に改める。

第五十二条の三第三項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に、「又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日」を「にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする」に改め、同条第六項中「又は分割型分割の日の前日」を「の日の前日又は法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配（残余財産の全部の分配に限る。第二号において「現物分配」という。）に係る当該残余財産の確定の日」に改め、同項第二号中「分割型分割に」を「現物分配に」に、「分割承継法人」を「被現物分配法人」に、「又は分割型分割の直前」を「の直前又は当該現物分配に係る残余財産の確定の時」に改め、同条第十一項中「、適格分社型分割」を「、適格分割」に、「適格事後設立（」を「適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。）に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第十二項中「被現物分配法人（次項において「分割承継法人等」という。）」に改め、同条第十三項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「分割承継法人等」に改め、同条第十四項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第十八項中「同項の適格分割が分社型分割であるときの」を削り、「の当該適格分割」を「のその適格分割」に改め、同条第二十四項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「第二十三項又は第六十八条の四十一第二十三項に」を「第二十三項又は第六十八条の四十一第二十三項の」に、「当該被事後設立法人」を「当該被現物分配法人」に改め、同条第二十五項中「第二十三項に」を「第二十三項又は第六十八条の四十一第二十三項の」に、「当該被事後設立法人」を「当該被現物分配法人」に改める。

第五十三条第一項第二号中「、第四十二条の十一」を削る。

第五十五条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「当該内国法人が当該内国法人を分割法人とする分割型分割（連結法人である当該内国法人が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に行うものに限る。）を行つたものである場合には、当該内国法人との間に連結完全支配関係のある連結子法人で政令で定めるものを除く。」、「又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）」及び「又は分割承継法人」を削り、同項の表の第三号及び第四号中「百分の百」を「百分の九十」に改め、同条第二項第一号中「、金属鉱物その他の政令で定める資源」を「及び金属鉱物」に改め、同条第四項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第二号中「又は分割型分割」及び「又は分割承継法人」を削り、同条第九項中「、適格分社型分割」を「、適格分割」に、「適格事後設立に」を「適格現物分配（以下この項及び次項において「適格分割等」という。）に」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「百分の百」を「百分の九十」に改め、同条第十項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割等」に改め、同条第十五項中「同項の適格分割が分社型分割であるときの」を削り、「の当該適格分割」を「のその適格分割」に改め、同条第二十二項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、「の海外投資等損失準備金の金額」の下に「（当該被現物分配法人の当該適格現物分配の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の海外投資等損失準備金の金額）」を加え、同条第二十三項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、同条第二十四項中「第二十二項」の下に「又は第六十八条の四十三第十八項」を加え、「同項の被事後設立法人がその適格事後設立」を「これらの規定の被現物分配法人（その適格現物分配後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格現物分配」に改め、同条第二十五項中「第二十二項に」を「第二十二項又は第六十八条の四十三第十八項に」に、「被事後設立法人のその適格事後設立」を「被現物分配法人（その適格現物分配後において連結法人に該当するものを除く。）のその適格現物分配」に、「第二十二項の」を「第二十二項又は同条第十八項の」に、「当該被事後設立法人」を「当該被現物分配法人」に、「当該適格事後設立」を「当該適格現物分配」に改め、同条第二十六項中「又は第五項」を「、第五項又は第六項」に改める。

第五十五条の五第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）」及び「又は分割承継法人」を削り、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第二号イ中「又は分割型分割」及び「又は分割承継法人」を削り、同条第四項及び第五項中「、第十二項及び第十四項」を「及び第十二項」に改め、同条第七項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第八項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十四項及び第十五項を削り、同条第十六項を同条第十四項とする。

第五十五条の六第一項中「又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）」及び「又は分割承継法人」を削り、同条第六項及び第七項中「、第十四項及び第十六項」を「及び第十四項」に改め、同条第九項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第十項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十六項及び第十七項を削り、同条第十八項を同条第十六項とする。